

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (製造・サービス業等立地支援事業) 概要説明資料 (五次公募)

令和2年6月

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業事務局

新型コロナウイルス感染拡大の影響により申請期限を8月31日(月)まで延長しました。

本資料は概要版ですので、応募の際は公募要領を必ずご確認ください。

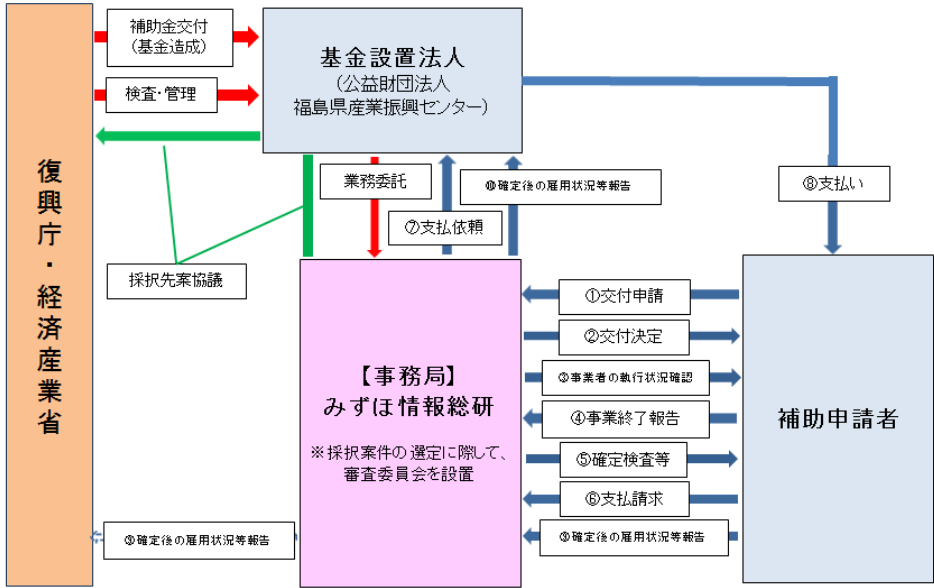
1. 本補助金の概要

1. 本補助金の概要	2. 補助対象要件	3. 採択の審査
4. スケジュール	5. 事前着手の承認	6. お問い合わせ先

事業の目的

被災者の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、福島県の避難指示区域等を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業集積を図ります。加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進めます。

本補助金の執行スキーム



予算

- ・ 320億円(平成28年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
 - ・ 185億円(平成29年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
 - ・ 80億円(平成30年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
 - ・ 88億円(平成31年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
- 計 673億円

これまでの公募期間の実績

- ・第1次公募
平成28年7月7日（木）から平成28年9月30日（金）
- ・第2次公募
平成29年6月9日（金）から平成29年9月8日（金）
- ・第3次公募
平成30年3月23日（金）から平成30年9月14日（金）
- ・第4次公募
平成31年4月22日（月）から令和元年7月29日（月）

補助対象者

対象地域（後述）内において、対象施設・設備等を新增設しようとする法人又は個人（※）。

※ 個人とは、法人と共同申請する者のうち、補助対象の財産を所有せず、中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条に規定する特定連鎖化事業の加盟者であり、かつ所得税法（昭和40年法律第33号）第143条（青色申告）に基づく承認を受けている者に限る。

2. 補助対象要件（施設・設備等）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. お問い合わせ先

補助対象施設・設備	固定資産取得要件			投下固定資産額の下限	備考
	土地	建物	設備		
1 工場 製造業の用に供される施設	推奨	推奨	－	5千万円	
2 物流施設 道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、航空運輸業、倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業又は卸売業を営む者が、自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場及び製造業又は小売業を営む者が自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通加工場であって、工場若しくは店舗に併設されていない施設	推奨	推奨	－	5千万円	設備のみの案件は「8 機械設備」とする。
3 試験研究施設 製造業を営む者が技術革新の進展に対応した高度な技術を工業製品の開発に利用するための試験又は研究を行う施設及び日本標準産業分類に掲げる自然科学研究所	推奨	推奨	－	5千万円	
4 コールセンター、データセンターの用に供される施設 コールセンターについてはコールセンター業の用に供される施設、データセンターについては情報サービス業又はインターネット付随サービス業のうちデータセンターの用に供される施設	推奨	推奨	－	5千万円	
5 店舗 卸売業、小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業の用に供される施設	推奨	必須	－	3千万円	原則として、自ら取得し、自ら使用する事業の用に供する施設を補助対象とする。ただし、5「店舗」、6「宿泊施設」については、一定の要件を満たす場合は、賃貸に供する部分も補助対象とする。
6 宿泊施設 宿泊業の用に供される施設のうち、認定復興推進計画その他市町村が策定する計画に沿ったものとして市町村長が作成する「市町村復興計画等確認書」が申請書に添付され、かつ、第三者委員会が操業後10年以上の経営の継続が見込まれると判断する施設	推奨	必須	－	3千万円	
7 社宅 上記1～6の施設（既に存在する施設を含む。以下「工場等」という。）に付帯する5戸以上の社宅であって、工場等が立地する市町村に立地する施設（※1、※2）	推奨	必須	－	3千万円	全戸数と比して、補助対象地域に立地する工場等で雇用される正社員が入居する戸数が補助事業完了後3年間の平均で6割以上となるものとする。
8 機械設備 上記1～4の施設で行う事業の用に供される機械設備	－	－	必須	5千万円	－
9 知事特認施設 認定復興推進計画に基づく施設であって、福島県知事が特に認める施設であり、かつ基金設置法人が認める施設	推奨	推奨	－	3千万円	－

※1 工場等が避難指示区域に立地する場合、土地が取得できない場合その他やむを得ない事由のある場合は、工場等が立地する市町村以外の補助対象地域に立地することが可能。

※2 ※1の条件を踏まえて第三者委員会が本制度目的のために特に必要と認めるものに限り、補助対象地域外である次の地域（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、新地町）に立地することも可能。

2. 補助対象要件（経費・雇用等）

補助対象経費

補助金交付上限額は原則として30億円とする。

経費区分	要件	組み合わせ例				
		土地 建物 設備	土地 建物	建物 設備	建物 のみ	設備 のみ
・土地取得費	推奨(新規立地を支援する観点から、用地の取得を推奨)	○	○			
・土地造成費		○	○			
・建物取得費	条件付必須(建屋の取得推奨するが、店舗・宿泊施設・社宅の場合は建物の取得は必須)	○	○	○	○	
・設備費	工場・物流施設・試験研究施設・コールセンター等に設置される場合は設備のみ可	○		○		○

※設備費は、補助対象施設において新增設する設備機械装置の購入、据付けに必要な経費をいう。建物と切り離すことのできない付帯設備は原則として建物取得費に含める。

投資計画

当該補助事業に係る投資計画について、平成28年3月29日（平成28年度予算案閣議決定日）より前に対外発表した事業でないこと。

不支給要件

不支給要件のいずれにも該当しないことが求められます。

1. 本補助金の概要	2. 補助対象要件	3. 採択の審査
	4. スケジュール	5. 事前着手の承認
		6. お問い合わせ先

交付要件

下表の左欄に掲げる投下固定資産額（土地を除くことができる。）ごとにそれぞれの同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数とする。

投下固定資産額に対する交付要件

投下固定資産額（※）	新規地元雇用者数
3千万円以上	2人以上
5千万円以上	3人以上
1億円以上	5人以上
10億円以上	10人以上
20億円以上	20人以上
30億円以上	30人以上
40億円以上	40人以上
50億円以上	50人以上
60億円以上	60人以上
70億円以上	70人以上
80億円以上	80人以上
90億円以上	90人以上
100億円以上	100人以上

※投下固定資産額は、原則として本補助金の補助対象経費とします。
※投下固定資産額5千万円を下限とします。なお、「店舗」「宿泊施設」「社宅」「知事特認施設」については、3千万円を下限とします。

2. 補助対象要件（雇用等）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

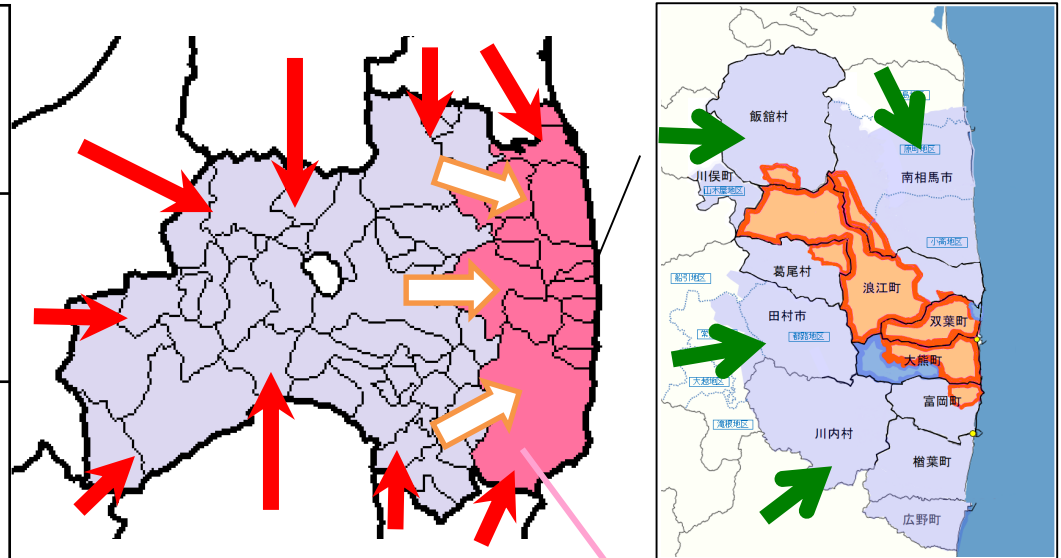
5. 事前着手の承認

6. お問い合わせ先

「新規地元雇用者」とは、

- (1) 補助事業者が交付決定日以降に新規立地する当該「工場等」で勤務することを前提として採用した「正社員」のうち、補助事業完了時において、福島県に住所を有し、勤務する者をいいます。
- (2) 新規立地する当該「工場等」で勤務するため、交付決定日以降に下記のとおり「住所等」を移転した正社員としての転入雇用者も含めることができます。

「新規地元雇用者」に含めることができる正社員		「福島県」外から 「福島県」内に 住所等に移転
		「浜通り等15市町村」外から 「浜通り等15市町村」内に 住所等に移転
		「補助対象地域」外から 「補助対象地域」内に 住所等に移転



「浜通り等15市町村」…いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

※住所の移転がない場合でも、東日本大震災の発生時に補助対象地域内に住所を有していた者で、原発避難者特例法に基づき避難先の市町村に避難住民届を提出している者であり、かつ補助対象地域外から補助対象地域内に「勤務地」を異動した正社員であれば、新規地元雇用者に含めることができます。

2. 補助対象要件（まとめ）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

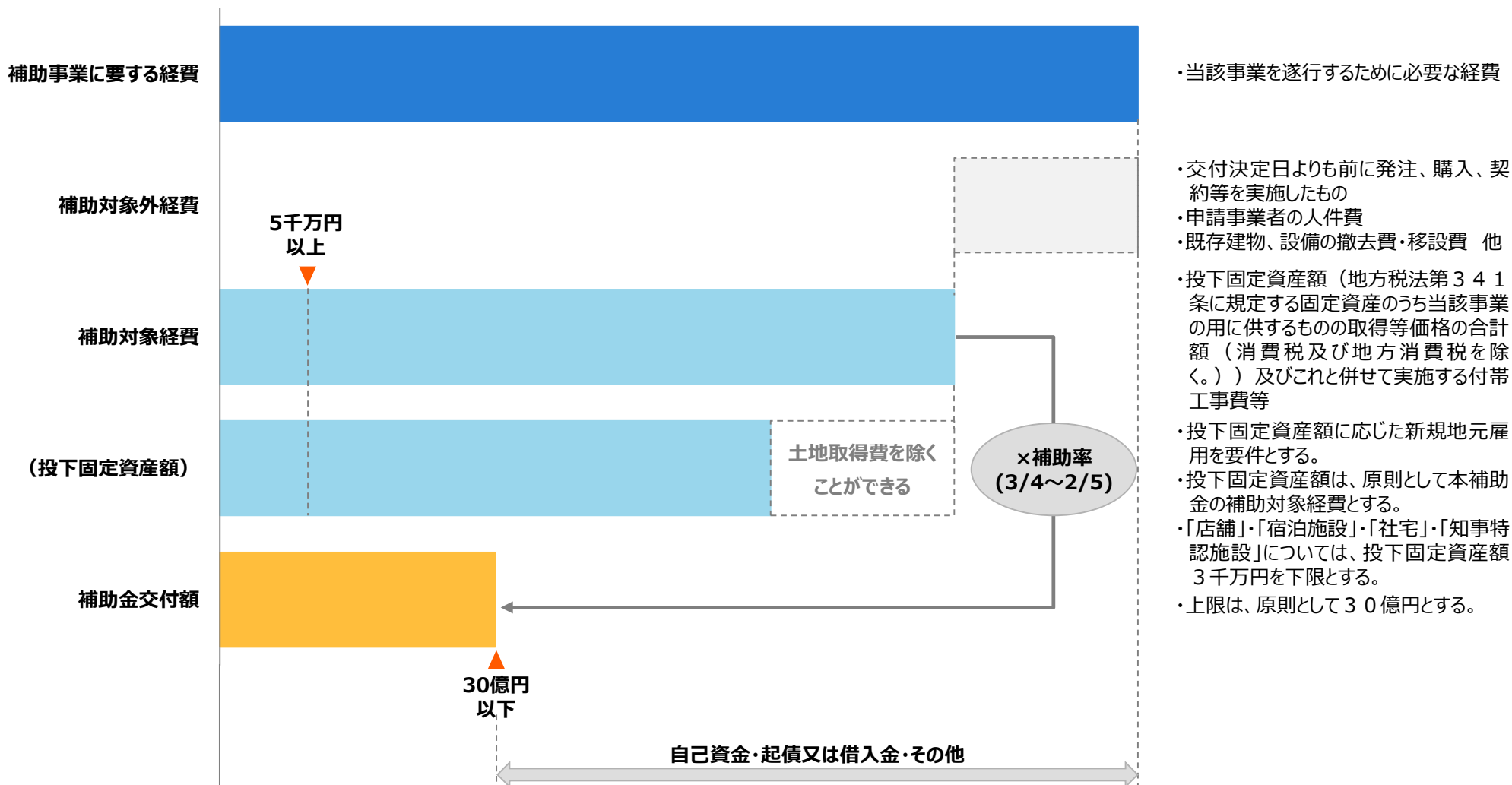
3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. お問い合わせ先

補助事業に要する経費と交付額の関係



3. 採択の審査



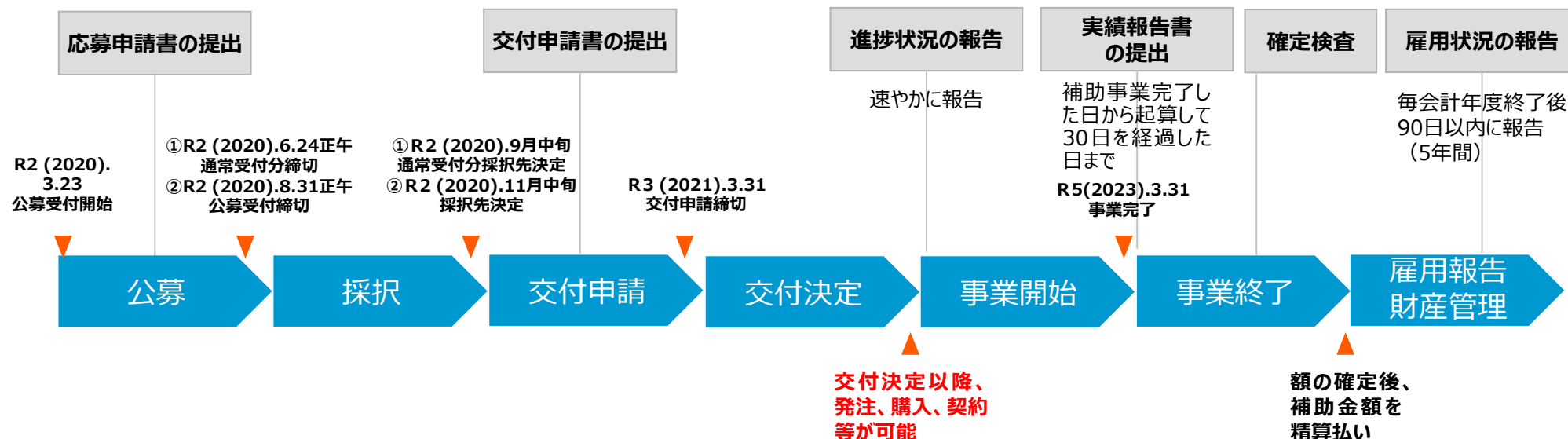
採択の審査は、事務局に設置される第三者委員会において行われます。

審査内容

分類	審査項目	審査内容
基本的事項の審査（必須項目）	補助対象要件	補助事業の目的に合致しており、かつ「公募要領 1. （2）補助対象事業者」に掲げる要件を満たしているか
	補助事業者としての適格性	応募者は事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤及び実績を有しているか
	補助事業の実施体制	応募者は補助事業を円滑に遂行するための十分な実施体制や販路を有しているか
事業内容に関する審査（加点項目）	支援の必要性	被災の程度が大きく、復興が遅れている地域（市町村）への立地を優遇
	投資計画の熟度	企業立地に蓋然性が認められる事業となっているか
	事業の将来性	将来性のある事業となっているか
	雇用創出効果	雇用を長期安定的により多く創出する事業となっているか
	地域経済における重要度	立地する市町村における住民の帰還状況等を踏まえ、地域経済の活性化や更なる産業集積に好影響をもたらす事業となっているか
	被災地への貢献度	被災地における東日本大震災からの復興に効果をもたらす事業となっているか
	福島県の知事の意見書	— 上記の審査に当たっては、福島県の知事から提出される意見書を踏まえて行う

本事業は、「雇用創出効果」、「地域経済における重要度」、「被災地への貢献度」等を重視しており**福島県及び立地する市町村の理解と協力を得ることが重要**であること、採択の審査は、知事から提出される意見書を踏まえて行われることにかんがみ、**福島県への事前相談を行い、理解と協力を得ることを強くお勧め**します。

4. スケジュール



・通常審査

事業を早期に実施したい方のために、6月24日（水）正午まで【必着】に応募申請書をご提出いただいた方については、先行して審査致します。

・審査結果の通知

決定後、事務局から速やかに郵送で通知します。

・交付決定額

応募時に補助対象として申請していた経費について、交付申請書案の確認及びその内容の精査の結果、補助対象外と判断され、採択金額通りの交付決定額とはならない場合があります。

・交付決定前の発生経費

今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に発注等が行われた補助事業に係る経費が対象となるため、交付決定日以前に発生した経費は、原則として対象となりません。

・契約等は一般の競争に付すこと

請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約にすることができます。

・事業完了期限

交付決定後は補助事業に係る土地・建物等の取得に係る発注等、速やかに事業に着手し、令和5年3月31日までに、事業完了（申請書に記載された新規地元雇用者数が確保され、工事が完了し、経費が全て支払われた時点をいう）して下さい。

・財産の管理

補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

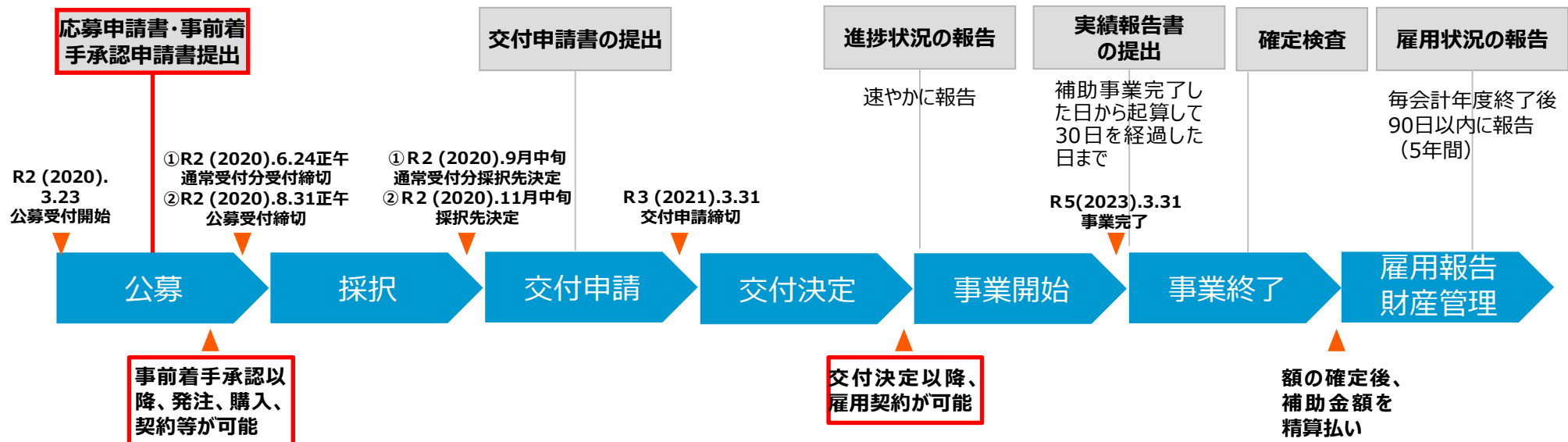
なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。

・雇用状況の報告

補助事業者は、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後5年間、補助事業者の毎会計年度終了後90日以内に補助事業に係る雇用の状況について、事務局に報告しなければなりません。

※交付申請受付期間及び本事業実施期間は、本公募で採択される事業に適用されるものであり、本補助事業の過去公募において採択された事業には適用されません。

5. 事前着手の承認

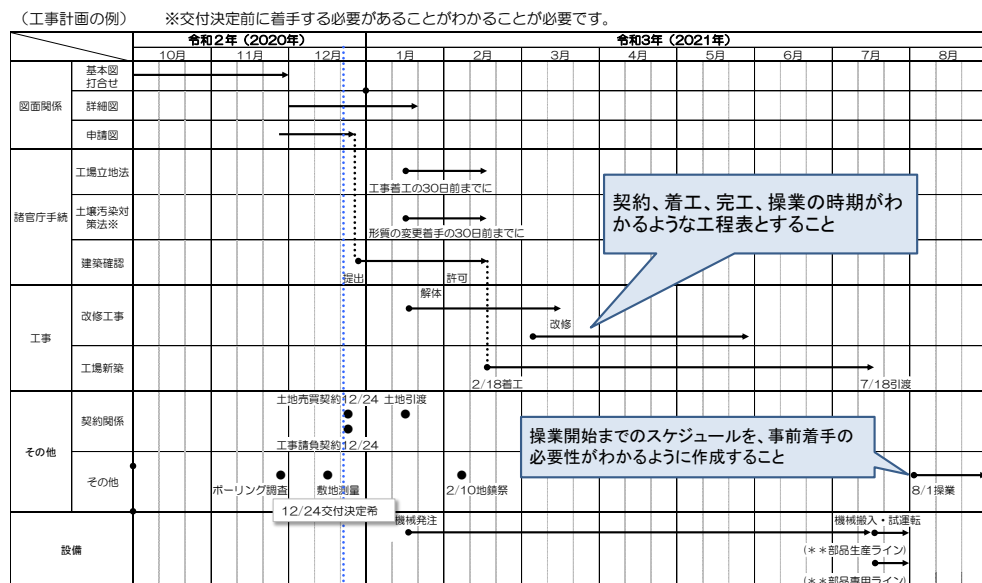


事前着手の趣旨

- 補助事業の着手は原則として**交付決定後**です。
- ただし、震災からの早期復興への貢献という趣旨に照らし、交付決定前に発注・購入・契約等を行わないこと等によって、**企業立地の機会を失いかねない多大な損失が発生するなど、真にやむを得ないと判断される場合**に合理的根拠を有する工事等の期間内の事前着手を承認する場合があります。

注意事項

- 応募申請書と事前着手承認申請書は**同時に提出**します。
- 承認を受けた場合、**承認日以降から交付決定日まで**に発注・購入・契約等を行った事業に要する経費を補助対象とします。
- 事前着手承認された場合であっても、**補助金の採択を約束するものではありません。**
- 事前着手を検討される場合、あらかじめ事務局に相談ください。**



6. お問い合わせ先

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. お問い合わせ先

区分	機関名	連絡先	本事業の趣旨 について	応募申請に かかる事前 相談について	復興計画、 企業誘致計画 等について	その他事業 全般について (記載方法等)
所管省庁	経済産業省	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 大臣官房福島復興推進グループ 福島新産業・雇用創出推進室 TEL:03-3501-8574 FAX : 03-3580-4988	○			
立地する県を 所管する経済 産業局担当課	東北経済産業局	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 東北経済産業局 地域経済部 東日本大震災復興推進室 TEL : 022-221-4813 FAX : 022-265-2349	○	○		
基金設置法人	(公財)福島県産 業振興センター	〒960-8035 福島県福島市本町5-5 フコク生命ビル9階 企業振興部 自立・帰還支援チーム TEL : 024-573-5450 FAX : 024-573-6930	○			
福島県の 企業立地担当 課室	福島県	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 福島県企業立地課 TEL : 024-521-8523 FAX : 024-521-7935		○	○	
事務局	みずほ情報総研 (株)	〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-5 K D X日本橋313ビル5階 みずほ情報総研(株) 社会政策コンサルティング部 (「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業事務局」担当) TEL : 03-6826-8600 FAX : 03-6826-5060				○